

第3回大山崎町障害者基本計画策定委員会

【事務局】

定刻になりましたので、第3回の策定委員会を始めさせていただきたいと思います。
冒頭、健康福祉部長からごあいさつを申し上げます。

【部長】

皆さん、こんにちは。

いよいよ本年も師走に入りまして、大変お忙しい中、委員長様をはじめ委員の皆様方には、この会議にご出席いただきまして本当にありがとうございます。

今、12月に入りましたと言いましたが、国のほうでは明日、衆議院議員の総選挙の公示、14日は投開票ということで大変慌ただしくなると思います。

本町も皆さんご存じのように町長選、町議選が10月にありまして、実は今月5日に新町長が初登庁になります。そして8日には12月議会で議員さんも臨時議会があり、本町においても12月は新しい町長を迎えて議会を迎えるという、大変慌ただしい中ではあります。

そのような時期ですが、この会議も第3回を迎えまして、本当に皆様方のご協力のおかげで本日は、計画案の原案をお示しさせていただく運びになりました。どうぞ忌憚のないご意見をいただきまして、よりよい計画にもっていけますようによろしくお願いしたいと思います。

簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。

【事務局】

資料の確認

それでは、ここからの進行につきましては委員長よろしくお願い致します。

【委員長】

今日は、第4期の障害福祉計画に具体的な数字を入れた案をつくっていただきましたので、それについて皆さんにご意見をいただきたいと思いますので、このままでは少ないのではないかと色々なことを思っておられると思いますけども、部長も遠慮なく言ってほしいと言ってくれているので遠慮なく言っていただいて、当事者にとってよりよい案にしたいのでよろしくお願いします。

まず、この案について説明していただくことから始めます。

【事務局】

次第の「3. 前回議事録確認」を簡単に説明だけさせていただきます。

それと、傍聴はありません。

それでは、資料1をご確認いただきまして、今回作らせてもらっておりますのは、ホームページで公開できるよう、匿名の様式に改めさせてもらっているのですが、6ページの1か所で追立委員の名前が誤って残ったままになっております。この点については訂正をさせていただきます。

録音テープをもとに起こしておりますので、大きな誤りはないかと思えますけども、少しニュアンスが異なるとか、修正が必要な箇所がありましたら、この場か今週中を目途にご連絡いただきましたら訂正をさせていただきたいと思っております。その連絡を待ちまして、来週にはホームページに載せる作業に移りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

【委員長】

ホームページに載せて町民から意見があつたりするのですか。

【事務局】

過去にはないです。

【委員長】

わかりました。計画案の説明をどんどんいきましょう。

【事務局】

審議事項1) 大山崎町障がい福祉計画(案)の検討について、説明(第3章まで)

【委員長】

ここままで取り敢えず意見を言ったほうが良いというところはあるですか。

町民のニーズがないからでしょうが、地域移行や就労支援についてあるがままにしておこうということで、もう少し積極的にトータルに考えたらできそうな気がするが、するのはやっぱり難しいですか。

【事務局】

地域移行は、入所施設に入所の方で希望があればより身近な地域でということで、住まいの場を確保することになると思いますが、グループホームは建築基準法や消防法等の関係で進んでいない部分もあります。

それから、施設入所されている方のニーズ的にも障がい特性によって、昼間の活動の場と暮らしの場が変わるよりは1つの場所で過ごされるほうが落ち着くケースの方もおられて、なかなかニーズとして上がってこない部分もあります。

2点をふまえた中で、逆に町内のほうでは親御さんの高齢化や病気、亡くなられることも含めて、その方が入所を希望されていて、待機という状況も出ておりますので。それでこのような内容になっています。

【委員長】

結局、社会資源がないからそのようにしないと仕方がないというところで、皆さんこの辺りで手を打とうかみたいな感じですよ。

グループホームがつくりにくく親の力ではなかなかできないから、行政が一言「グループホームをここにつくろう」と言わないと、なかなかできないですよ。

【事務局】

そうですね。

【委員長】

言にくいと思うし、今は言える状態ではないのも分かりますけども、皆さん納得してくれていて、仕方がないというところで、すごく大人し過ぎると思いませんか。

【B委員】

総会でグループホームをつくって欲しいと機会あるごとをお願いしておりますけども、なかなか腰をあげてくれないことが現状ではないですかね。

【委員長】

今の状況で自分たちの力でグループホームを建てるのは、とんでもないことですよ。

【B委員】

ただ、家を見つけてもケアしてくれる人をまた見つけないといけない。人の問題も絡んできますので。大変難しいと思います。

【委員長】

それこそ町の経費で建てて、町の職員をそこに配置してというぐらい思い切らないとできないですよ。

入所施設よりもというのが社会全体の流れですよ。当事者もできれば親と一緒にとか、入所施設よりも自分の家、あるいは仲間と一緒に暮らしたい意見が圧倒的に多いですよ。

【事務局】

グループホームではなく自宅でという視点で、親御さんが仮に亡くなられたりしても、

その家をご自身の住まいになるというか、そこに住めることができるなら住まいはあるので、そこへ支援を入れる視点はあるのかと思います。

グループホームを新たに建てるというのは、運営のことを思えば法人さんのご協力が必要で、町の職員を雇用する町営のグループホームはほぼ無理だと思いますので。法人さんに建ててもらおうとすると土地の問題や規制があるので、新築で規格も揃ったものを建てなければならないので。その辺ではご自宅でも暮らし続けられる視点のほうが大山崎ではいいのかもしれない。

【委員長】

その辺も含めて町がリードしないと。住民の声だけ待っていても打開できる状況にはならないと思いませんか。

【B委員】

親御さんとしては、自分の家があるからそこで暮らさせてあげたいが、24 時間体制でケアしてくれる人が本当に見つかるのかということをおっしゃっています。その心配がなければ。育成会でも何人か、その希望をもっておられる方がいますのでね。

【事務局】

法改正がありまして、重度訪問介護のサービスが今までは区分 4 以上の身体障がいの方が対象でしたが、知的障がい、精神障がいの方に拡大されているので、その制度を使う選択肢はあるかと思いますが。実際に人の問題として 24 時間ヘルパーや支援者がその方を見守れるかどうか。その方の自立度にもよるかと思いますが、常に見守りが必要な方だと 24 時間つくというあたりが課題と思います。

【F委員】

福祉施設になっていますが、精神の場合は入院となります。ここでは書かれていませんが、40 ページ「(4) 相談支援」のところで地域移行支援や地域定着支援が書いてありますが「0 人」になっています。これは次の課題と思いますが、精神の方の場合も入院から退院した方で自宅に戻られる方もいるかもしれないが、ほとんどはグループホームか個人の自宅に暮らしている方もいるし、親御さんが亡くなった方については家が残っているので、その家で暮らしている方が多いです。

それに対する介護や金銭管理の支援等ということで、今は現在ある制度を何とか利用しながら暮らしているが、これから高齢になってきた場合に自宅で暮らし続けることができるかと思ったときには、より手厚い支援が必要だろうし、最終はグループホーム等というところでの見守りも必要になってくるし。ある方は既に 70 歳になられた方で認知症になり、高齢者の認知症グループホームに行くということもあります。

高齢化している本人さんについての長期的な見通しでいえば、施設ではないかもしれないが色んなかたちでの支援をもっと手厚くしていかないと、地域生活の移行には絶対にならないので、もう少しその辺りを突っこんでほしい気持ちがあります。

【E委員】

知的障がいの場合は、区分4以上で、人さえいたら24時間支援していただける法律に変わったのですか。

【事務局】

区分3以上です。行動障がい等に該当することになりますので、調査票にチェック項目が何か所かあるのですが、6点以上とか。そこに当たる方で区分3以上の方でしたら重度訪問介護の派遣の対象になります。

【E委員】

それは、案に出ていますか。

【事務局】

案には、あまり積極的には出ていないです。

【E委員】

実際に向日市で1人、知的障がいの区分5か6の方がその後のために住まいのあてがあって、24時間配置をしている例を知っています。2～3年前から。このようなものができるかと思って、ビックリしました。

【事務局】

支援者が365日、ずっと土日含めて夜間帯に切れ目なく人を手配できるかといえば、かなり大変な調整になるかと思います。

【E委員】

派遣する事業者主体があればできるということですね。

【事務局】

そうですね。

【E委員】

役所の許可を得られたら。

【事務局】

たぶん自宅にヘルパーが行くかたちになると思うので、ヘルパー事業所から 365 日派遣する人材が整えられたら可能かもしれません。1 対 1 の濃い関係になるので、その人の障がい特性とか状況によって変わるとは思いますけども。

【E 委員】

区分 3 や 4 だったら部分的に支援者が来られたらいけるかと思いますが。

【事務局】

危険度合いの認識の仕方ですが、火の問題とか、どのような過ごされ方とかにもよりますが、個性性が高いと思うので、一律には言えないです。

【D 委員】

基本的にマンパワーさえ確保できたら、やりますということですか。

【事務局】

国のメニューにはそのように書いてありますが、重度訪問介護は実際に今それだけのマンパワーを確保することは、かなり難しい。元々指定されていた身体障がいの方で、自分で動けないようなかなりの超重度の方の確保もかなり難しい状況なので。どこまでそれだけの確保できるか。

【委員長】

それは難しいが、今の言い方だともし確保したらお金を出すつもりがあるということですか。

【事務局】

それは、個別の必要性に応じて確保できるのでしたら。制度にのってのことであれば、それは支援していきます。

【委員長】

何でも役所任せにせず、自分たちでできることはどこまでできて、どこから役所にしてもらわないといけないのか見極めも大事だし、役所に全部任せたらできないのは明確です。本当にそのような人がいたら、その人にとってどのようにしたら一番良いか、役所と一緒に相談しながらできるようにしていければいいなと。人が確保できれば、お金は出すといったと思いますので。

【E委員】

もしそうなれば安心です。

【事務局】

障がいのほうもケアマネさんがつくようになっていますので、市町村の支給決定は認定調査や区分が出た結果、ケアマネさんがつくった利用計画を勘案して出すことになるので、市町村の判断だけで決定するものではありません。利用計画の中で必要性が認められたら、市町村は追認して決定していくかたちになるかと思います。

【委員長】

ここでは0人になっていても、ちゃんと具体的に人がいて必要だという個人的な思いではなく、システムに則って認めることができればいつでも出しますということなので。

【O委員】

気になるのは、やはりハード面です。

今、乙訓医師会も言っていますが、消防法の適用があって今まで一緒に住めたのが平成30年までにはスプリンクラーを設置しないとダメだとか、耐震構造ができているかとか、今までは個人の家で一緒に住めたものが手かせ足かせがいっぱいかかってきて、最終的に法人でもスプリンクラーの設置や耐震構造で何百万もお金がかかってくると、確保されたとしても次に足していくお金が増えていくと、最終的にはちゃんとしたものを建てて、そこに住めるようになったほうが一番良いと思うが、そこで行政としてどれだけのバックアップをしてもらえるのか。例えば、法人なり家族からそのような話が出たときにのってくれるのか。

今、大山崎に「さくら」がありますが、スプリンクラーの設置や耐震構造をしていかなければいけないとなれば、家主ばかりには言えないので法人としてどのように考えていくかが一番大事になってきて、法人にお金がなかったら行政に何とかお願いできないかという話になってくる。法的な根拠がないためできませんと言われたら、法的な根拠がないところを法人は身銭を出してまでするのかという話。利用者のためにしなければいけないが不安はあるし。今日も乙訓の里の家族会との話があったのですが、「グループホームはどうなっているのか、つくってもらえないのか、子どもたちはどうしたらいいのか」と言われ、親は段々苦しくなり対応ができない状況になってきて、何とかしてくれないのかという話も出てくるわけですね。

そのようなときに、法人のお金だけで対応できるならば良いが、なかなかそうはいかず、行政にお願いをしに行かないといけないとか、制度がないため今のところできませんという話で終わってしまっている。それがつらい立場。我々は施設をもっているがために辛い

立場になる。どちらかといえば、バックアップをしていただけるような独自の制度でも良いから、何か考えていただいたら非常に有難いと思います。なかなか財政的な問題があって厳しいのはわかりますが。全部行政任せではなく、法人やご家族さんに協力してもらいながらできるものであれば一番良いのかと。

家で 365 日、見ていられないのが現実の問題で、だからこそグループホームやケアホームがほしい。日中一時とか、緊急ショートステイができる場所がどうしてもほしくなるから、我々もつくっていかないといけないがその辺の体制的なものも非常にしんどいし、行政からバックアップされたら「やりましょう」という話になるかもしれないし。そのような中でご家族さんのご協力も得て、法人と行政がお金を出すような体制づくりは生きてくると思います。ニーズとしてショートステイや緊急一時が圧倒的に多いので。そうになっているので。行政だけがやるのではなく、皆でやりましょうというスタンスがいいですね。

【委員長】

スプリンクラーの話は、そろそろよいのではないかという話にならないのか。

【〇委員】

ならない。消防から来られて「つけなさい」と。

【委員長】

そのせいで、グループホームは今、できませんよね。

【〇委員】

普通の家ではスプリンクラーがつけられないので。どうしようもないです。利用者の安全を守ろうと思ったら、身銭を切らなければならない実態があります。

【委員長】

計画案 32 ページの地域生活支援拠点で、曖昧な言い方で京都府はここにまだ載せないということですが、取り敢えず大山崎は載せるということですか。もし載せるならば、「障害者支援施設（入所施設）」を地域生活支援拠点の入所施設と書いていいんですか。小規模の障害者支援施設を入所施設と書いていいのですか。

【事務局】

今、大山崎町では他圏域の施設にお世話になっている状況にあるので、選択肢の 1 つとして身近なところでの入所施設になりますが、あれば普段から行き来もできますし、距離の遠さから家族が最初は会いに行っても段々行かなくなるというのもあり、障がい特性で小集団で暮らすほうが良いケースもあるので、選択肢の 1 つとしてほしいなど。24 時

間の施設があれば、そこにショートステイを併設することによって緊急時の対応もやりやすいので。グループホームにショートステイをつけると、グループホームはその方の住まいの場なので、そこに緊急の方が出入りして、その生活の場を乱すような考え方もあり、選択肢の1つとしてあればいいなと。

【委員長】

これをする場合、どこの地域でも揉めていますよね。

【事務局】

そうですね。

【委員長】

敢えて書かなくてもいい気がしますが。

【事務局】

カッコ書きのところを消すことはできます。

【L委員】

今、緊急時の話もありましたが、入所や短期入所する子どもさんや家庭への負担があるというのは、ここにはふれていないが、学齢期の子どもにとっては環境が変わるとか、知らないところに行ってもなかなか馴染めないとか、家が遠かったら送迎の問題であったり、長期にわたるときは学席の問題があったりで、町としてはすごく大変だが、行かれる子はもっと大変な状況があるのではないかと、町にはないので。そう感じています。

【委員長】

具体的には何ページですか。

【L委員】

計画案 32 ページの中段の2行目の「本町では特に緊急時の短期入所先の確保に苦慮してきました」というところで、家庭や利用者にも負担がかかっているということです。

【委員長】

書くとしたらどんな書き方をしますか。

【L委員】

具体的には。

【D委員】

先生が言われるのは、学齢期後でも施設に入所ということですか。

【委員長】

ショートですか。

【L委員】

ショートで利用しなければならない家庭の状況があった場合、ここでしたら福知山学園とか桃山学園とかで、長期となれば学席は向日が丘でなく、その学校の近くになったり、転校が実際にあります。もし1日、2日利用しようと思ったら私が以前いた地域では、日頃から月1回の利用をしながら、その施設や場所に慣れておいて、いざとなったときはそこでお世話になれる、だから保護者も心強く安心するケースですが、そのような場がないので。日頃から練習する関係を結んでおいて、利用するかたちが望ましいのではないかと思います。

【委員長】

障がい児のところに、今のことを書くことはできないのか。

【D委員】

社会人と学齢期を一緒に考えないほうが良いのではないか。

【委員長】

障がい児のことについてのサービスは、どこかに書いてあると思いますから。

【D委員】

学校を卒業するまで、例えば「重度だから学校に来てはいけません」とかは昨今なく、放課後も民間のところで障がい児学童を親が苦勞しなくても受け入れるところがあります。そうすると、親は横との繋がりがなく学校卒業まで普通の子どもを育てるのに近いかたちで何か手立てが組まれています。

ところが、社会人になる時点で世の中のことが何も分からない。若いお母さんは。私たちの時代は一緒に暮らしてきたので横の繋がりが今もあるのですが、若い方たちは逆に個別の対応でほとんど解決しています。

【委員長】

育成会に入っていない状況ですよ。

【D委員】

結局、学齢期ということで施設を使っている方がいます。多分、近所の方はそうだろうと思います。

でも、今やまびこで一緒の子たちは、学齢期の年齢が低い段階でかなりの多動な子で大変という状況でも、年齢が経過してきて落ち着いて作業もできるようになって、ずっと親は関わってきたから付き合っただけでいられているし、親として育てられてきた側面があります。兄弟もいるし、対処しきれないし、働かないとご飯が食べていけない理由で施設入所を利用される、福地山とか遠いところは親の目から日々離れてしまうと、親が育つ機会が失われて、後々大変になる。

そのような面から考えると居住地に近い場所がないと、大変だと思います。色んなものが与えられて整備されれば良いだけではないというか。色んな意味で地域の中でごちゃごちゃと動きがあって、目に見える範囲内に重度であろうと何であろうと色んな子が普通に暮らしている環境がベースにないと、誰も最初から障がい者を差別しようとする人は少ないと思いますが、接してみないとどのような子か分からないから、距離があまりに離れてしまうと後々大変だと思います。

【委員長】

計画案 32 ページの「本町では特に緊急時の短期入所先の確保に苦慮してきました」とあるが、町だけでなく「家族共々」という言葉を入れてもらうことが大事ですよ。

ほかにはいかがですか。

【E委員】

載っていないですが、65 歳以上の高齢者の障がい者の場合ですが、65 歳以上になったら介護保険が優先して、それまで通所していた施設を出されることはないと思いますが、介護保険を優先するようになると思います。それは一律にそうではなくてケースバイケースで考えていただけるように謳っていただけたらと思います。

【事務局】

それは今までもそのようなかたちで対応していますので。例えば 65 歳以上の方で何もサービスを使っていない方は「介護保険法を先行して試してくださいね」とお話ししますが、65 歳までに障がいのサービス、通所を使っていた場合は、65 歳になったから急に介護保険の施設に行ってくださいということをすればその方も混乱されますから、そのようなことは行いません。

【委員長】

それを書くわけにはいかないか。

【事務局】

別を書くことは。法律には介護保険法優先と書いてありますが、それ以外の通知や自立支援法の違憲訴訟の中でも介護保険法を優先というところは考えてくださいということもありますので、その方のニーズに応じた形や、65 歳になったから急に介護保険法をとすることは行いません。

【委員長】

高齢の障がい者のことについて、どこにも言葉ないですね。

【E 委員】

高齢のほうに行きたい人も出てくるかもしれませんね。

【事務局】

選択は自由なので。

【委員長】

何歳になっても、町はちゃんとお世話しますということを書いていただくことがきっといいんでしょうね。

【B 委員】

それが大山崎町の福祉のひとつの売り物ですから。書いていただければ、安心していられます。聞きに行かなければ答えてもらえない、わからないということもありますので。

【事務局】

わかりました。

【O 委員】

基本は、介護保険でしょ。そこから追加があるかどうかという話でしょ。

【事務局】

ただ、64 歳まで障がい者施設に通っていて、65 歳の誕生日を迎えたからいきなりというのはしません。その方の状況とかニーズに応じて対応します。

【O 委員】

サービス提供のあり方を十分に検討する話ですよ。皆、だんだん 65 歳に近づいているから。

【K委員】

今多いのは、介護保険で点数が足りない分を障害支援区分で取ろうとするケアマネが多いのはあります。

【F委員】

65 歳になったら介護保険の認定も受けてくださいと言われますよね。それは受けるのですか。

【事務局】

市町によって考え方が違うかもしれませんが、強制的に必ず認定を取ってくださいというところまではね。今通っている通所施設さんから 65 歳になったから移ってくださいとお話があったとしても、引き続き本人さんも通いたいということであれば、敢えて介護保険サービスに移ってもらうのもどうなのかということもありますが。

【D委員】

率直に、G委員は 65 歳以上の方でも継続して相談員として対処する対象に上がるということ。

【G委員】

私がかかせてもらっている計画について、介護保険と障害福祉サービスの両方使っている方については、プランが 2 つあるのは混乱を招くので、介護保険でのケアマネジャーがプランの中に障害福祉サービスの分をプランとして記述します。

【D委員】

基本はバトンタッチするのですか。

【G委員】

することにはなっているのですが。どうなのですかね。

【事務局】

介護保険を使ったらバトンタッチになりますが、G委員はプランを立ててきて、65 歳になって介護保険に移らなくてもいい状況だとしたら、引き続き障害福祉サービスを供給すればと思いますが。こちらが言っているのは、今まで何も使っていなくて 65 歳になって突

然サービスを使いたいとなったら、障がいをお持ちでも介護保険に行ってくださいと。そこで供給ができなければ障害福祉サービスでという話です。優先というのはサービス利用が初めての 65 歳を超えている方に、介護保険を優先と言っていますが。

【委員長】

小さい町の良さというか、相談しながら臨機応変にいきましょうという姿勢ですね。もし職員の異動があってもその姿勢は続きそうですか。

【事務局】

それは、大丈夫です。

【H委員】

65 歳になって今まで計画相談をされていた方が介護保険を使うようになって、そのまま計画相談を続けていくことは可能ということですね。

【事務局】

介護保険を使うとなったら、介護になりますね。両方のプランは受けられないので。

【O委員】

計画相談は介護保険のほうに流れていくのでしょうか。一般相談して実質的なサービスを受けるのは、障害福祉サービスのほうに残るかもしれないけど。

【H委員】

計画相談はやはり介護保険を使ったらケアマネさんに移るということですね。

【O委員】

高齢の認定区分がどう出るかですね。そこが一番大きな課題だと思います。要支援ぐらいで認定されたら、障害福祉サービスを受けているほうがよっぽど良いから。どうするのかという話になってくるわけです。

【委員長】

障がいの相談支援専門員が書いた計画を介護保険が認めてくれるというのは、普通に考えたらないですね。

【O委員】

そうですね。中身が違いますので。

【委員長】

一人の人が介護保険のケアマネであり、障がい者の相談員でもあるというのはできないのですか。

【事務局】

どちらか1つなので。ただ連携してするかたちは可能です。

【委員長】

その辺はうまく書いていただくということで、今のようなことが文章に書かれることはすごいことです。許されるならば大山崎町では65歳になっても本人の希望に合わせて介護保険でも障がい者の制度のどちらでも使えますと書いていただけたら、嬉しいです。

【D委員】

「不利益にならないように対処します」ぐらいは書いてもらいたいです。

【委員長】

京都府から怒られないようにしないと、そのようなことを書いたら他の町にも影響したら困るという話になるかもしれませんね。

【事務局】

国の通知で出ているので。それを読み込めば問題ないし、私の解釈で。

【委員長】

今までのところでいかがですか。

では、計画案35ページからご説明いただけますか。

【事務局】

審議事項1) 大山崎町障がい福祉計画(案)の検討について、説明(第4章)

【委員長】

ありがとうございました。

具体的に計画が数字で表されてきました。皆さん色んなことを思っておられると思うので遠慮なくおっしゃっていただければと思いますが、いかがですか。

【H委員】

事務局から説明があった通りだと思うのですが、放課後等デイサービスは新たな事業所さんが参入されて従来の量と比べると、3倍ぐらいの支給量が予定されていることですが、先ほどから話があったように事業所さんがあったら支給量が増え、無かったら増えない話でずっときているような感じがします。

そのうえで、後ろのほうのアンケートで利用者の方はショートステイとグループホームの要望が非常に高いのですが、そこについては計画の中では結局、量は事業所が無いから増えないことになっていると思います。

先日、亀岡の事業所さんでお聞きしたら、地主さんがグループホームのためにアパートを建てて、その事業所さんに契約して、アパート丸ごとお貸しされるという話があって、アパートの家主さんにしたら事業所さんが契約者なので空き室ができる心配もなく、安定した経営ができるし、事業所さんからすると施設設備については家主さんのほうで用意される、という話がありました。そのように、この地域で積極的にされるとか、宇治市のほうで市営住宅をグループホームにという話もありますが、町営住宅でグループホームを建てていただくとか、事業所さんができれば、というかたちではない何かの取り組みは考えられないですか。

【事務局】

地域生活拠点の中で特にグループホームを中核としてする場合は、国も施設整備補助金を優先的に採択するということが先日行われた会議でも言われていましたので。そのような活用の仕方はあるかと思いますが、具体的におっしゃられた地主さん、不動産さん、業者さん等の情報のマッチングについて、一部地域では自立支援協議会を活用した中で情報を集めた中でというような事例も聞いております。こちら、今は情報をキャッチしていないというか、そのような方とうまくマッチングができれば今後は可能かもしれません。

あと、町営住宅はありませんので、府営住宅は活用できれば規格的なものはクリアできるので、京都府さんに要望していきたいと思っております。

【委員長】

今のような答えでいかがですか。

【H委員】

府営住宅について、現実にはそれに向けて事業所さんと府の仲立ちをするというお考えはありますでしょうか。

【事務局】

大阪府では府営住宅を使うことはあり、京都府の中でもモデル的にされているところがあるのは聞いていますが、府営住宅を障がい者さんのグループホームとすることについて

は、府営住宅はそもそも住宅困窮者を対象とする趣旨であるということもあって、とんとん拍子に進まないところもあるようなので。京都府さんと段階的にでもそのことについて話ができればと思っております。

【委員長】

神戸で市営住宅を障がい者のグループホームにするときに、元々の住民が反対してトラブルになった話もありますから。難しいところもあるかもしれないが、ぜひ積極的にお話をしていただいて。

大阪市は粘り強さのおかげで、市営住宅を建てる時は必ず1階のいくつかは車イスが通れるようにスロープをつけるかたちになっています。黙っていても何もしてくれませんかね。

他にいかがですか。

計画案 47 ページ、制度として児童のショートはないのですか。

【事務局】

児童については、者サービスのショートステイ利用となります。計画案 47 ページに載っていますのは、児童福祉法で規定されている障がい児のサービスということで、療育的な内容の部分と放課後等デイサービスになっていまして。者と児では根拠法が異なるので、児童のショートステイは計画案 37 ページになります。具体的な数字は 38 ページに書いてあります。

L 委員が先ほどおっしゃった内容の部分も少し書き加えたいと考えています。

【D委員】

放課後等デイサービスの民間事業所が向日市、長岡京市にでき、サービス提供が進んでいるということですが、中身について立ち入ったりすることはされていますか。

福祉の状況からいって、あまり大きな建物ではなく、収容しているといったら語弊があるけど。送迎されているから保護者は現場を全く見ることはない。助かるといえば助かるのですが。内容が本当に児童福祉法なりからちゃんと子どもたちが安心して守られているのか。小耳に挟んだりするとどうなのか心配する。1人、2人でも障がい児の学童はすごく労力があるので。1か所に集めてやるといっても簡単にいくはずがないと一方思うので。通告なく立ち入るとかはあるのか。学校サイドから見に行くというのはあるのですか。

【L委員】

連携はよくしています。過ごし方の問題だったり、逆に事業所から来ていただいて学校の様子を見学してもらうのはありますけども。直接学校がサービスの中身については言えませんので、相談があると話はしています。

【D委員】

特に問題なく、安心して過ごせていればそれで良いです。

【C委員】

大山崎町も、私たちがやっていた学童保育が今、休みになっていますよね。中身は行政のほうで見に行っていたら良いのではないかという気がします。

【委員長】

単価が高いから積極的に色々な業者がやって、競争が激しいからいい加減なことをしたら子どもは集まらないと聞きますが、そうでもないですか。

【D委員】

長岡京市と向日市の2か所は、同じ経営者ですよ。

【E委員】

去年から乙訓福祉会もしてくださっています。

【O委員】

やっています。契約が27人で、現実問題1日5人ぐらいしかみられない。重度の子しか来ていないので。10人を2人でみるのはあり得ないです。

12月に保護者とティーパーティーを開いて、お話をしようというかたちで計画を組んでいるのですが。放課後等デイサービスをさせてもらって、利用者さんが過ごしやすくしてもらっているのか、ご家族さんに何か問題があれば我々に言っていただきたいというのがあって。見てもらっているという弱みみたいなものがあって、なかなかお話ができないので、一度茶話会を開いて皆でお話をしましょうというかたちで、午前中の時間を使って話し合う機会をつくったりしています。

ご家族さんに我々のしていることを見てほしいのがあって、それによって安心して預けていただけて対応できるのがベストだと思うので、そのようなことを丁寧にしていくのが我々法人の仕事だと思っています。

ただ、もう少しスペースが広がったら良かったが、なかなかスペースの確保ができない。たまたまそこにスペースがあるから取り敢えずやろうという動きの中でやっています。

やはり現場が見えないのは、非常に心配だと思います。

私のところは支援学校に迎えに行きますが、帰りは親御さんに迎えに来てもらうパターンにしています。送迎までいれると難しいので、そのような状況づくりをしています。

【委員長】

他のことでいかかですか。

【E委員】

一番気になるのは成年後見制度の利用で、親がやっていることをゆくゆくは誰かに全部やってもらわないといけないということで、現実に使っておられる例を教えていただきたいのですが。契約とか、現金の出しいれとか。

【委員長】

現実に関、1人おられるということですね。

【事務局】

町の制度を使って、町が助成している方はいないですが、成年後見を使っておられる方は2名います。

【E委員】

何歳の方ですか。

【事務局】

二人とも40歳代で、男性と女性です。

【E委員】

親御さんがもう亡くなられた方ですか。

【事務局】

一人は親御さんが病気、一人は親御さんが亡くなられています。

【B委員】

この件につきましては、我々も注目しています。

会う度に成年後見制度の話をしてはいますが、これは切実な問題で、法人を確保していただいて、心配ごとを一つずつ書き並べてもらえたら親としても安心できると思う。ただ、お金がかかるために契約まで至らない。

従来、成年後見を付けると選挙権がなくなるため親御さんが反対することがありました。それについては解消されているので大丈夫なのですが、どこへ頼んで、どれぐらいお金がかかるか教えていただければ親の心配が1つ減る気がします。

【事務局】

専門家が後見人をされるケースですと、その方の報酬ということで年間 20 万円ぐらいの金額と聞きます。申し立て費用や先生の診断書代が 1 万弱と、裁判所で鑑定をやり直した場合は 10 万ぐらいの再鑑定料が要りますので、町では年間 33 万 6,000 円ぐらいが初年度に必要なかと思っています。

ただ、実際に後見人さんが動くと、その方の収入所得から裁判所が 1 年間の活動記録を見て報酬を算定するので、収入が少ない方だと少ししか後見人さんには出ないので、そのためになかなか手が少ないということで。市民後見人制度等が色々出てきている部分があるので、その辺の議論はいるかと思いますが、裁判所の手続き等がかなり専門家の方でないと非常に難しい。私もやろうとしましたが、できるものではありませんでしたので。そこは専門家と市民後見の方と複数でやるかたちが理想だと思っています。その辺も含めて研究・検討していきたい状況です。

【委員長】

成年後見のことは他にないですか。

【E 委員】

兄弟がいる場合、兄弟に成年後見をしてもらった場合に、働きながら片手間でできるものなのか。

【事務局】

そこは、専門家の方とご兄弟の方と 2 人後見人を立てることができるので。お金はかかりますが事務的なことは専門家が色んなことをされて、利用者さんの立場に立った家族としての意見を別の後見人が言うというケースもあるので、専門家と役割分担をしないと。家族だけでやるとかなりの事務的な負担が大きいので、コストがかかっても専門家の人としたほうが良いと思います。

【E 委員】

相続が発生した場合は、どうしても 2 人は要りますよね。折半しますから。やはり 1 人では無理なんですね。

【事務局】

事務的なことで最初の申請をする書類にしても、非常に煩雑で専門的でないとなかなか大変だと思います。

【委員長】

社協がやっているところもあるみたいですが。

【M委員】

まだそこまでは難しいですね。

【E委員】

社協は、権利擁護のことですね。

【M委員】

そうですね。

【委員長】

それはしているということですね。

では、他にはいかがですか。

計画案 41 ページの「②自発的活動支援事業」の災害対策等のお金が 0 円になっていますが、これは早急にしないといけないのではないですか。内容に災害対策事業とか、孤立防止活動とかありますが、平成 29 年からの実施では遅くないですか。

【事務局】

障がい者の団体さんとかが、そのような方がやると言ったときに支援するかたちで町がするのではないので、当事者の方と協議しながら皆さんと 2 年間の協議する時間がほしいということです。

【F委員】

私のほうは家族会なのですが、この何年間は家族による家族の電話相談をピアサポート活動として取り組んでいます。

知的、身体はそれぞれの法律に則ってピア相談活動が制度化されてお金も行政から多少は出ますが、精神の場合は制度がないので。でも必要なことではないかということで、京都の家族会連合会として希望者を募って、研修をしながら月 1 回保健所をお借りして電話相談をやっているところです。京家連がその事業をやり始めてから、京丹後市や福知山市など、府北部のほうで家族会の相談員活動が制度化され始めています。

ぜひ、乙訓 2 市 1 町でも制度化してほしいということで要望を出していますが、なかなか法的に根拠がないということで断られて、昨日この資料を読んで、必須事業に自発的活動支援事業が載っているし、まずはここからやってもらえないかということで。懇談をお願いしているので、その時もお願いしようと思ったが、電話相談もそうですし、家族会活動もピアサポート活動になるので、そこにもっと支援をお願いしたいと思っています。

【委員長】

可能でしたら平成 27 年から「有」にしてもらったら。

【F 委員】

そうなのです。あるところから始めるという意味で、初めが無しではなく有りにしてほしいと思います。

【委員長】

ぜひお願いします。

他にいかがですか。

計画案 44 ページの「⑧手話奉仕員養成研修事業」で手話をする人を養成するのですが、ガイドヘルパーやホームヘルパーは人が足りないと言っているが、町としてそのようなことを講座としてやる必要はないのですか。

【事務局】

自立支援協議会でヘルパー養成講座をやっています。私も去年と今年、その講師をさせてもらっています。関係機関・行政が協力することで、受講料を通常より安くするか、修了後、乙訓圏域で就職される方は受講料を半額にするというかたちでずっと取り組んでいます。そこは続けていって、担い手を増やしていきたいと思っています。

【委員長】

計画案 46 ページの「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」で、障がいのある人の体力増強と書いてあるが、本当に体力づくりをするならば毎週 1 回とか徹底的にすればいいが、体力増強で年 2 回はあまりにもひどいですが、もう少し書き方はないのですか。

【事務局】

ここには、町の主催のみを記載しています。乙訓二市一町開催分が年 4 回と、京都府主催で府下の障がい者が集まるスポーツ大会が年 1 回ありますので、それらを合わせると、もう少し機会はあるかと思います。

【委員長】

イベントではなく日常的にする場とか、外に出るとか楽しい体験をするのはとても大事なことだと思うのですが。

【事務局】

町の身体障害者協会さんが月 1 回集まって卓球バレーの練習ということで、機会を定期的にもたれています。

【委員長】

では最後の 5 章のところを説明いただいて。

【事務局】

審議事項 1) 大山崎町障がい福祉計画（案）の検討について、説明（第 5 章）

【委員長】

ありがとうございました。

いかがでしょうか。

【H委員】

計画案 48 ページに自立支援協議会のことを書いていただいております。自立支援協議会は 2 市 1 町で共同設置をしていただいております。小国部長様にも副会長をしていただいております。実際に具体的ところで「全体会や専門部会等を通じて地域における問題・課題を共有し、その問題解決につながるよう、連携を図っていきます」と書いていただいております。

自立支援協議会では、全体会を年 1 回 5 月に開催し報告をあげさせていただいております。それぞれの専門部会等で色んな相談等をしていく中で、大山崎町さんの福祉のほうからも委員として出ているのですが、具体的な内容の取り扱いについて、またどのようなかたちで自立支援協議会から町にお話、調整をさせてもらうのか等、この 2 年程少しうまく連携がとれなかったこともありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

【委員長】

ここに書くわけにはいかない内容だと思いますが。ぜひ、うまくやっていただきたいと思ひます。

計画 48 ページの（4）の「しょうがい者就業」は固有名詞ですか。「障がい」の「障」は漢字、「がい」はひらがなで統一だと思いますが。これは固有名詞。同じように 29 ページでもアイリスのことを言っていて、ここでも「しょうがい者」とひらがなになっていますが。

【事務局】

しょうがい者就業・生活支援センターを法律でみましたら漢字表記なのですが、この圏域にあるアイリスさんが事業所名称としてひらがな表記されているので、それに合わせた

かたちでアイリスをイメージしています。

ただ、計画案 29 ページの表記が、文脈上、直接アイリスを指していないのなら漢字表記のほうが正しいかもしれませんが。

【委員長】

なぜ色んな団体と連携強化するのにアイリスだけ具体的に出てくるのは、何か意味があるのですか。

【事務局】

アイリスさんはどちらかというと、直接我々が所管している法律ではないところの守備範囲で設置されているセクションなので、少しそういう意識をもっているのが正直なところです。

【委員長】

同じように特別支援学校も固有名詞で 1 つしかないのも、その辺も曖昧な感じがいっぱいありますね。

【事務局】

統一します。

【委員長】

全体をもう一度振り返ってもらって、何かありましたら。

【D委員】

当時者や家族が何か事業なり事を起こしたら、それを受け入れるかたちで事業として認めていくとか、そのようなスタンスなのかという印象を受けました。

昔、保育所がなかった時代に住民サイドが保育所の土地を確保し、その事実に対して補助金を出して半官半民とかありましたが、そのような状況に近いのかなと。NPO を立ち上げたため特にそのように思うのですが、やまびことして色んな発展的な方向をもって動きだしたら、それについてはできるだけ支援しますというスタンスの印象を受けました。

【委員長】

小さい町だからこそできることがいっぱいあるはずだと思うから、大山崎町としても積極的に言って欲しいですね。親が動かないと動かないのかと言われたらね。

【D委員】

動いたら答えてくれるという期待は持ちつつですが。

【委員長】

積極的に答えてくれなくても何度も言わないといけないと思います。お金がなくてもできる何かがあれば良いなと思います。

【H委員】

障がいのある方が大雨洪水警報が出たときに避難が大変困られたというお話を聞いています。計画案 29 ページの「④大山崎町で生活を続けていくために必要な支援」と書いていただいているのですが、正直なところ障がいのある方が移動しようとする、ご家族さんが車で移動しなくてはいけない。そうすると、逃げようとしても車が渋滞してなかなか避難場所に辿り着けないというお話もお伺いしたのですが。そのあたり町として、実際に移動の支援が必要な人の名簿があって、その人に対する支援を町の職員さんや色んな体制、ご近所さん、民生委員さんのほうでお考えされていると思いますが、そのあたりは計画のどこかに載らないのでしょうか。

【事務局】

障がいをお持ちの方も移動や避難所での過ごし方等色んな課題が出てきて、その中で災害の法律も変わってきていますので。災害担当部局とも調整をしながら、町防災避難訓練の中に、障がい者の方の参画や、福祉避難所の切り分けなどの内容を含める予定です。ただ、私が強く感じたのはそれぞれの状況があるので、まず避難所に行って過ごせるかも含めて、普段からご自身の状況も踏まえつつ、支援者が家族だけなのかとか、障がいの重さとかその辺の情報を整理した中で優先順位内とか、どのような避難ができるのか個別計画を考えていく必要があるかと思っています。まず全体のところを整えている状況なので。その辺の書き方については迷ったのですが。ただ、意識を変える周知啓発的なところは書けると思いますが、具体的なところはまだ個々に色んな状況によって違いますので、そこを上手く書く手立てが今は無い状況です。

【委員長】

これこそ少ない人数で顔が見えて状況も分かっているわけですから、ぜひ一人ひとりどうするのか積極的に、早いうちにやっていただけたら嬉しいです。

【事務局】

それと、計画案 46 ページの任意事業の「入院時コミュニケーション支援事業」の説明は書いてあるのですが、下部の表には数値目標を挙げていませんので、欄を追加させていただこうと思います。また、「地域生活支援事業利用者負担軽減事業」につきましても表に追

加することを検討します。

【委員長】

積極的に載せてもらえたらいいと思います。

それと「地域生活支援事業利用者負担軽減事業」の説明で、「利用者負担に上限を設けます」とあるが、結局は利用者に負担がかからないようにするということですね。文字だけ見たら、あまり使わないようにという感じがするので。いくら使ってもそれ以上超えないようにあとは町が負担しますということですね。

【事務局】

そうです。書きぶりですね。

【委員長】

他にはどうでしょうか。

皆さん基本的にお読みいただいていると思いますが、時間のこともあったでしょうし、まだまだゆっくり考えたいところもあると思いますが。

最終的にいつ頃までに修正が可能ですか。

【事務局】

この後、パブリックコメントをさせていただきますので、それを受けて最終案をお示しさせていただきますと思いますので。

【委員長】

今、言い足りなかったところとか、もっとゆっくり考えて気づいたところがありましたら、ぜひご意見をいただくということで。この場では意見出てきませんでしたのでこれぐらいにしておきたいと思います。

【事務局】

パブリックコメントは1月ぐらいにできたらと思っております。委員様から出していた意見を反映したものをパブリックコメントに出したいと思いますので、意見は12月12日の金曜までということで、よろしいでしょうか。

【D委員】

1月には案をとって計画にするっていう意味。

【事務局】

案の状態でパブリックコメントを公に募る作業をさせていただきたいと思います。

今後の流れとしては、委員会は第4回を残すのみとなるのですが、12月12日の金曜までに言い足りなかったことや気づいたことがあったという意見を寄せていただいて、それを基に修正させていただいた最終案的ななかたちで1月頃にパブリックコメントをさせていただいて、公の意見を募ると。その公の意見を募ったものを最終案として第4回の委員会で皆さんにもう一度、お示しさせていただくという流れを予定しています。

【委員長】

わかりました。

それと理解できなかったのですが、計画案3ページの下から8行目「即すべき事項を定めた」の「即」は、すぐにという意味か。

【事務局（コンサル）】

このような言い方を国がしているものを引用していますので、内容がおかしくないかももう一度、確認させていただきます。たしか、国がこのような表現をしているはずです。

【委員長】

国がそうしていても町民にとって分からないことがあるので。

【事務局（コンサル）】

たぶん、分かりにくいというご意見かと思いますので、代替えで言葉を用いるなりとか。

【委員長】

意味が違ったらいけないですね。

【事務局（コンサル）】

国の言っていることと意味がズレてしまうのも問題なので、もう一度、確認して言葉を調整するなりさせていただきます。

【部長】

すぐすべきなのか、即してやっていくのか、その辺はさらに読み込んで、分かりやすい表現にします。

【委員長】

それではその他色んなことがあると思いますが、そのこと含めて初めからもう一度、お読みいただいて何かありましたら町のほうにご意見をいただければと思いますので、よろ

しくをお願いします。

【事務局】

今後のスケジュールと日程調整

【事務局】

では、2月17日の14時からということで、ご予約だけいただきましたら幸いです。また資料と開催案内は追って送らせていただきますので、よろしくお願い致します。

【事務局】

前回の会議録で冒頭お示ししました中で、私が読んでいて気づいた部分ですが、14ページについて少し補足をさせていただこうと思っております、身体障がい者協会さんと知的育成協会さんにおきましては、例年5月に社協が入っております「なごみの郷」において合同で総会を開催されていたりとか、町の福祉まつり、障がい者週間などでも社協を中心に共同で色んな事業をされているということですので。具体的な連絡協議会はないですが社協さんがキーになって、両団体をコーディネートしていただいている実情がありますので、補足だけさせていただきます。以上です。

【事務局】

それでは長時間わたりまして、今日はありがとうございました。